第四十二条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「器具及び備品」を「工具、器具及び備品」に改め、「能率化」の下に「、製品の品質管理の向上」を加え、同条第二項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第四十二条の九第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「供したとき」の下に「（同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）」を加え、「、次条第二項、第三項及び第五項」を削り、同項の表の第一号中「第八条」を「第七条第一項」に、「同意観光振興計画」を「提出観光地形成促進計画」に、「第六条第三項第一号」を「第六条第二項第二号」に、「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に、「第十六条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表の第二号中「第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において同法第二十八条第三項第一号に規定する」を「第二十八条第一項の規定により」に、「定められている」を「指定された」に改め、同表の第三号中「第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された」を「第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている」に改め、同表の第四号中「第四十一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区及び同法」を削り、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、同表の第五号中「第三条第十二号」を「第三条第十四号」に改め、同条第四項中「、次条第五項」を削る。

第四十二条の十を次のように改める。

第四十二条の十　削除

第四十二条の十一第二項中「、前条第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、前条第五項」を削る。

第四十二条の十二第一項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同項第二号中「要件」の下に「（当該適用年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合には、イ及びハに掲げる要件）」を加え、同条第二項第三号中「を含む事業年度（当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。次号において「前事業年度等」という。）終了の日」を削り、同項第四号中「前事業年度等の終了の日」を「当該適用年度開始の日の前日」に改める。

第四十二条の十三第一項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同条第二項中「、第四十二条の十第三項」を削り、同条第三項中「、第四十二条の十第四項」を削る。

第四十三条第一項中「（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者等以外の法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削り、同項の表の第一号中「公害」を「第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、公害」に、「法人」を「もの」に、「新設又は増設に係るもののうち政令で定めるもの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるもの並びに」を「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなつたもの及び」に改める。

第四十四条の三第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第四十五条第一項中「場合を除く」を「場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」に、「十億円を」を「同表の第一号又は第四号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては二十億円を、それぞれ」に、「十億円に」を「それぞれ十億円又は二十億円に」に改め、同項の表の第二号中「第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された」を「第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている」に改め、同表の第三号中「第四十一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区及び同法」を削り、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第四十六条を削り、第四十六条の二を第四十六条とする。

第四十六条の三第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条を第四十六条の二とする。

第四十六条の四を第四十六条の三とする。

第四十七条の二第三項第二号中「認定計画」の下に「（同法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。）」を加える。

第五十二条の二第一項中「、第四十二条の十第一項」を削る。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の六、第四十二条の十」を「第四十二条の六」に改める。

第五十五条第一項、第五十五条の五第一項及び第五十五条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第五十七条の七の見出しを「（中部国際空港整備準備金）」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項第二号中「第七項に」を「第三項に」に、「第六十八条の五十七の二第一項」に、「この項」を「この号」に、「に第八項」を「に第四項」に、「同条第八項」を「同条第四項」に、「に第七項」を「に第三項」に、「同条第七項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第六項を同条第二項とし、同条第七項中「第五項の中部国際空港整備準備金（」を「第六十八条の五十七第五項」を「第六十八条の五十七の二第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「会社又は」及び「関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の」を削り、「同条第五項」を「第六十八条の五十七の二第一項」に、「により関西国際空港又は」を「により」に改め、同項第一号及び第二号中「関西国際空港又は」及び「関西国際空港整備準備金の金額又は」を削り、同項第三号中「関西国際空港整備準備金の金額又は」を削り、同項第四号中「第四項」を削り、「第十項」を「第六項」に改め、「関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の」を削り、「同条第五項」を「第六十八条の五十七の二第一項」に、「起因」を「基因」に改め、「関西国際空港整備準備金の金額又は」及び「、第四項」を削り、「第十二項及び第十三項」を「第八項及び第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の」を削り、「同条第五項」を「第六十八条の五十七の二第一項」に改め、「関西国際空港整備準備金の金額又は」を削り、「第十二項及び第十三項」を「第八項及び第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「又は第五項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の」を削り、「第六十八条の五十七第五項」を「第六十八条の五十七の二第一項」に改め、「会社又は」及び「関西国際空港又は」を削り、「第六十八条の五十七第十項前段」を「第六十八条の五十七の二第六項前段」に、「第六十八条の五十七の二第六項に」に改め、「関西国際空港若しくは」を削り、「第五十七条の七第三項又は第五項」を「第五十七条の七の二第一項及び第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「第四項又は第七項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五十七条の七の二とし、第五十七条の六の次に次の一条を加える。